

平成30年第10回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成30年11月 9日 (金)  
開 会 10時00分 閉 会 11時15分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館 3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家	信弘	横川	信友
賀部	正直	菊	啓治
堤	久英	太田	克弘
井上	幸子	高橋	初美
後藤	進	重吉	信之
若山	清敏	末棟	洋一
高原	孝幸	守口	正典

欠席委員の氏名 ー

4. 付 議 事 項

- ・ 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・ 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について
- ・ 議案第17号 農地転用計画変更申請書について
- ・ 議案第18号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

5. 農業委員事務局職員

事務局職員 赤尾慎一、守口 元子、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 それでは、平成30年第10回(11月)の総会を開催いたします。 それでは、議案に添って進めます。 では、2 会長あいさつをお願いします。
奥家会長	ただ今より平成30年第10回総会を開催いたします。 まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には

事務局	<p>後藤委員、若山委員のお二人を指名いたします。それでは、議事に入ります。今回は、議案第15-1号と第16号が、関連案件ですので、15-1号、16号を同時に最初に上程し、15-2号をその後上程します。</p> <p>では、15-1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」、16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、1ページをご覧ください。「議案第15-1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉358番1 畑 面積264㎡ 一般住宅分</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉358番3 畑 面積66㎡ 進入路分</p> <p>譲渡人：吉富町大字今吉〇〇番地 I・T 譲受人：吉富町大字今吉〇〇番地 T・J</p> <p>(他議案内容朗読及びP1からP12説明)</p> <p>この申請地は、農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外規定集落接続の農地であります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いします。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の横川委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
横川委員	<p>この地区は、昔から水が入りにくい田が多く、以前はこの土地には、桑の木を植えていた。最近周辺に住宅が建設され、今吉地区は一等地のように住宅が増えている。問題はないと考えます。</p>
奥家会長	<p>横川委員及び事務局から説明並びに報告がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
高原委員	<p>5Pの図面にある358-2は、誰の所有ですか。</p>
事務局	<p>町の道路です。</p>
高原委員	<p>水路は358-1にあり、358-2は道路拡張により分筆された道路ということですね。</p>

事務局	そうです。
奥家会長	他にございませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第15-1号、16号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第15-1号、16号について承認することとします。 続きまして、議案第15号-2について事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、1ページをご覧ください。「議案第15-2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。  申請農地：吉富町大字今吉367番3 田 面積294㎡ 建売住宅 譲渡人：吉富町大字今吉〇〇番地 S・Y 譲受人：吉富町大字今吉〇〇番地 Y店  (他議案内容朗読及びP13からP20説明) この申請地は、農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外規定集落接続の農地であります。 以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いします。
奥家会長	それでは、地元委員の横川委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。
横川委員	この場所は、道路が拡張されてから、住宅が多くなった。 先程の場所と近く、これからも買い手が増えてくると思う。
奥家会長	横川委員及び事務局から説明並びに報告がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第15-2号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第15-2号について承認することとします。 これにより議案第15号5条申請、16号4条申請は、承認することとします。 続きまして、「議案第17号 農地転用計画変更申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、「議案第17号 農地転用計画変更申請書について」です。21ページからです。件数は3件あります。申請人が3件とも所有者、代表取締役が同一でありますので、まとめて説明します。 この申請は、3件とも農地法第5条第1項の許可の計画変更です。 1番目、申請地：広津149番1 96㎡ 所有者、申請者は吉富町広津〇〇番地Y・N氏です。この土地は、平成元年3月1日に許可を受けています。当初の転用の目的は、倉庫を建築する計画で許可を受けておりましたが、倉庫の建築をしていない状況で現在に至っていました。今回は、駐車場への進入路としての計画変更申請です。 続いて、2番目、広津151番1 336㎡ 所有者、申請者はK店代表のY・N氏です。この土地は、平成7年5月1日に許可を受けています。当初の転用の目的は、倉庫を建築する計画で許可を受けておりましたが、倉庫の建築をしていない状況で現在に至っていました。今回は、駐車場としての計画変更申請です。 続いて、3番目、広津151番6 140㎡ 所有者、申請者はK店代表のY・N氏です。です。この土地は、平成2年6月1日に許可を受けています。当初の転用の目的は、焼肉レストランを建築する計画で許可を受けておりましたが、建築をしていない状況で現在に至っていました。今回は、駐車場としての計画変更申請です。  (他議案内容朗読及びP21からP26説明) 以上で説明を終わります。よろしくご審議ください。
奥家会長	それでは、地元委員の後藤委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

後藤委員	この件は、転用後何年も経っているので、問題はないと思います。水路は、東側は以前あったが西側にはないですが、この申請地には影響ありません。
奥家会長	後藤委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第17号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	(質疑なし)
奥家会長	それでは、議案第17号について承認することとします。続きまして、「議案第18号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。(P27 議案朗読) 吉富町農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の承認を得ることとなっています。 今回の利用権設定の件数は、新規は31件で29,858㎡、更新は46件48,544㎡、合計は77件78,402㎡となっています。参考までに、平成29年11月分を下表に示しています。 農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、30ページからの一覧表をご覧ください。以上で説明を終わります。
奥家会長	事務局より説明がありました。確認のため5分ほど時間をとりたいと思います。(5分後) ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
高原委員	新規の名簿の中で、Aさんが非常に多いですが、本人が直接役場に出向いて申請したのでしょうか。役場が斡旋したのでしょうか。Aさんと言う方に、偏っている。
事務局	Eさんが耕作していた田がほとんどで、Eさんが亡くなられたこ

重吉委員	<p>とにより、生前Eさんが自分が耕作出来なくなった時は、Aさんに耕作してもらおうとの話が2人の間にあったと聞いております。それで、今回Aさんの方から、Eさんの田と、Eさんが借りていた田について、耕作したいとの申出があり、Eさんの息子さんと利用権の設定をしたこととなります。</p> <p>この件に関して言いますけど、Eさんは入院が続いていて、田植えは一か所しかしておらず、その他の管理は近所のM氏が全てしてあげて、Eさんの機械を借りて耕作をしていて、今後は自分が耕作したいと考えていた。葬儀が終わって、落ち着いたら話をしに行こうと思っていたら、もう既に、利用権が決まっています、今まで世話をしていた人がいるのに、何も手を加えてない人がさらって行くような事をしたと、憤慨している状況です。</p> <p>私も、稲刈りが終わっていない所をしてあげた。稲刈りの段取りをするために、一生懸命色んな事をして、やっと稲刈りが終わった。また、ブロッコリーを作っているの、連作障害を防ぐために、Eさんの田を借りようと、相談をEさんの息子にしたら、すでに利用権の契約をしたと聞き、びっくりした。他のみんなも騒ぎ出し、何故役場がそんな事を誰も知らない所で進めるのかと思った。私は異議があると思います。</p>
事務局	<p>契約の手続の時は、Aさんが役場に来てEさんの分の田は、自分が後は、作りたいと言われた。</p>
重吉委員	<p>何で、農業委員会で皆に言わないのか。作りたい人が何人もいるわけだから、何ではからなかったのか。</p>
事務局	<p>Aさんは、以前Eさんから頼まれていたので</p>
井上委員	<p>それは、違うと思う。Aさんから聞いたのでしょうか。以前、他の場所でTさんに一画を作らせるという話があった。だから、Aさん一人ではなく、Tさんにもと言う話もあった。</p>
事務局	<p>その時は、EさんがAさん、Tさんにも同じ様なことを言っていた。今回は、AさんがEさんから任されているので、申請をしに来たと思った。</p>
井上委員	<p>だからその時に、一人ではなくてみんなに計れば良かったのでは</p>
事務局	<p>利用権の設定は、貸し手、借り手が納得のもとに契約が出来るので、双方が印鑑を押せば、受け付けることになる。</p>

高橋委員	自分が役場に行ったときに、守口さんからEさんの田はAさんが作るように決まったと聞いて、自分の所も作るつもりがあったみたいで、Aさんとも分けて作る話をしていたが、ふたを開けてみると全てAさんに決まっていたので、それについて納得できなかった。話し合いが何でなかったのかと思った。
事務局	以前、AさんとTさんとEさんで話し合いをして、Eさんが耕作できなかった田についてお互いで耕作する田を決めたときに、〇〇周辺のところはTさんは遠いのでAさんが作ったことから、このようなことになったと思っています。
高橋委員	それは、以前のことで、今回は違います。
事務局	以前そのような事だったので、今度もそうだったと思います。
井上委員	そこがおかしい。声をかければよかったのにとおもいます。一度みんなに計るべきだったのではと思う。
重吉委員	赤尾くん、あんた正直に言いなさいよ。Eさんの葬式の時に、Aさんと密約しよったじゃない。
事務局	していません。
重吉委員	俺の目の前でしていたじゃないか。
事務局	Aさんが自分が作るようになった。と言われたから、
重吉委員	それは、違う。そんな誤魔化しを言いなさんな
事務局	誤魔化しは言っていません。
重吉委員	俺の目の前で密約をしていたじゃないか。
事務局	確かに、葬儀の前にAさんと話しはしましたが、前の話の中で
重吉委員	前の話は、Tさんと話合っで決めたかもしれないけど、今回の件は葬式をして初七日も終わらない内に、印鑑をもらって回って決まったと言う事は、おかしい。
事務局	それは、していない。手続きをしたのは、Aさんが来てからです。

重吉委員	俺は何人かの地権者に聞きましたよ。葬儀の翌日、息子さんが役場に行ったら、その場で印鑑を押したと。そして、Sさんから、役場から電話がありAさんが作るようになったから、印鑑を持って来てくれと言われ、役場に行った。
事務局	それは、Aさんからの話があったので、持ち主に確認をしたからです。
重吉委員	持ち主はAさんの顔を見た事ないと言っている。 Yさんでも、知らないと言っている。
事務局	あくまでも、Aさんからの申し出があってから、相談したことです。
重吉委員	申出があっても、みんなに計るべきじゃないか。
事務局	それは、あくまでも貸し手と借り手の話ですので、
重吉委員	あんたは、そこに話を持って行こうとするけど、あんたがAさんと密約したんやろ。
事務局	作る事についての話はしたけど
重吉委員	嘘を言いなさんな。嘘の恥じ塗りをまたするんですか。
事務局	嘘は言っていません。
重吉委員	俺の目の前で話をしたじゃないか。
横川委員	Aさんは、どこの田でも任せてほしい人
重吉委員	Bさんが、Aさんが作っている田の苦情を言いに行っただろうか。管理もできないのに、まだ増やすのか。〇〇地区の人はみんな言っている。
井上委員	それともう一つ。Aさんがこの田を引き受けたら、Aさんが現在田が集約していないので、水路のイカリを打ちっぱなしになって、水が来ない。私たちがこれ以上手を掛けなければならないのか、今後、この田を作るようになって、バラ田になってこんな状況が続くよりも、集約した方が良かったのではないか。突然入ってくると

	後、作りにくくなる。
事務局	井上さんが言われるように、人農地プランがあり、利用権設定している田を集約しようと会議を行っている。今回は、Eさんが亡くなって、次にAさんが作るようになった申請書を受けただけであるなので、これは、農業委員会の承認が必要なので、今回、色々な理由があって、承認できないのであれば承認できないとするしかないです。
重吉委員	今回は、承認出来ません。あなたが密約したことは、私の目の前でしたんだから、間違いはない。
事務局	それは、感じ方だと思いますが、あくまでも耕作者がいない状況で、Aさんが作るようになったことですので、私達がダメだとは言えないことですので
重吉委員	地主が面識がないのに、印がもらえるんですか。
事務局	面識のあるないは、私達は分からないことです。
重吉委員	役場から電話があったことは間違いじゃないですか。地主に聞いてください。
事務局	電話はしました。Aさんからの申出があったので、契約について電話しました。
重吉委員	亡くなって3日後に決まる事が異常だ。
事務局	私達が知っているのは、Eさんが耕作できなくなった時は、Aさんに頼むようにしていたことを聞いていたので
重吉委員	それは、死人に口なし。そんなことは理由にならない。
事務局	それを言われたらどうしようもない。
高原委員	もう一度、認定農業者を交えて、話し合いの場を持てば良かった。
事務局	それは、作り手がいない場合はそうします。
重吉委員	私は、認定農家を辞めるときに、Aさんに、6町7反紹介して、私の分とKさんが作っていた分と紹介して、〇〇に進入してきた。

	<p>Eさんが5月にもう作れなくなって、農協に苗を注文していた。後は、AさんとTさんと話し合って分けた。その時はAくんが、2町8反、Tさんが1町1反分けた。そして、今回もAさんが独占しようとしている。しかも管理がしきれない状態で。田植直後、10か所ぐらい草刈をしない。見るに見かねてBさんが、役場に言って行った。そんな状態で、何でそこまで欲を出して増やすんか。ということが〇〇地区の人の意見です。</p>
事務局	<p>だけど、利用権には貸し手の印鑑を押しているから、Aさんに貸すことになるよ</p>
重吉委員	<p>なら、証人を連れて来ましょうか。</p>
事務局	<p>どうぞ</p>
重吉委員	<p>役場から電話を受けて、勤めているので5時ぎりぎり役場に行つて印鑑を押したと聞いた。</p>
事務局	<p>Aさんが記入した書類を役場で預かっていたので、書きに来ました。</p>
高原委員	<p>Aさんは、相手のところには行かないのか。</p>
事務局	<p>そのような、手続を以前から、他の方もしています。</p>
重吉委員	<p>役場が斡旋業のような事をしたんじゃないか。赤尾くん、もっと正直になんなさい。</p>
事務局	<p>私は、正直です。</p>
重吉委員	<p>じゃあ、何で初七日も終わらない内に葬儀の3日後にそんな手続を済ませたのか。</p>
事務局	<p>それは、Aさんから役場に来たので</p>
重吉委員	<p>ちょっと。一般常識から初七日も終わらんうちに、そんな事をするなんて、どうですか、常識的に考えて。Aさんがそれを走り回ったんですか。</p>
若山委員	<p>ちょっと、良いですか。今、話の中で、それぞれの所有者がおり、その方々にAさんが直接電話なり、出向いたりして、お願いをした</p>

	<p>のですか。</p>
事務局	<p>それは、わかりません。</p>
若山委員	<p>分からないのは、行政が分からない。なら、その印鑑はどうして持って来たのか。</p>
事務局	<p>書類をAさんが役場で書き、地主の方にEさんの後を、Aさんが引き継いで作りたい事を説明し、地主の返事をもって役場に書きに来てもらった。</p>
若山委員	<p>Aさんが役場に書類を置いて、役場で印鑑をもらってくださいと言うことですね。全部。</p>
事務局	<p>そうです。Aさんからの申し入れあった分については。 でも、Aさんに限らず、役場を窓口にして、記入しに来る方は以前からいらっしやるので。</p>
若山委員	<p>役場からの回覧等を見て、役場の窓口に来る場合はそれで良いけど、今回はさっきから話は、他には作付けをしたい方がいた事を私は、聞いた。Eさんが生前、Aさんにと課長が聞いていたとおり、Eさんの分は、それで良いと思いますが、他の人たちの分については、Eさんの権利はなくなるが、その人の分についても役場がしなければいけないのか。Aさんに、印鑑をもらって来てくださいますと言うのが普通の話じゃないか。</p>
事務局	<p>以前の手続も、今回のようにして来たので。</p>
若山委員	<p>自分が作付けをしたいのであれば、自分で努力しないと。 役場が、それを手伝うのは個人への片寄りになる感じがする。</p>
事務局	<p>私たちは、Eさんからの引き継ぎの話が出来ているんだと鶴呑みにしてその事が前提で事務をしたが、今回は他に作りたい人の把握をしなかった事は、こちらの手落ちのところもあります。 今回、双方の捺印をされた書類で利用権の設定を上程しましたので、お計りいただいて、承認、未承認を決定してもらわなければならない。それと、Aさんには作りたい人がいた事は説明するようにします。</p>
高橋委員	<p>私のところは、耕作するときは、地主の所に行くようにしている。</p>

事務局	以前のときは、Aさんは行ったのではないかと思う。 急に作れなくなった時は、個別に声かけをした事があります。 近くに作っている方にはあります。
重吉委員	赤尾くん、あんた職員の間で話し合いをしたのですか。 Eさんの跡地について指導したのですか。 守口さん、あんたAさんが作ると言うことはいつ知ったのか。
事務局	はっきり、日にちは覚えていませんが、Aさんが役場に来ました。
重吉委員	私が稲刈りの準備を一生懸命していた時に、息子さんが役場に行ったときに、課長に言われて印鑑を押したと聞いた。
事務局	あれは、死亡の手続を戸籍に来た時に、耕作名義人の変更について声かけをしました。
重吉委員	嘘を言いなさんな。後、Aさんに作るようになったと言われたと言っていた。
事務局	それは、その後です。私がAさんから言われたあとに、息子さんに電話をして、その後に書類を書きに来てもらったと思います。
重吉委員	それは、何日ですか。
事務局	日にちは覚えていません。
若山委員	重吉さんは、先ほどから同じようなことを言われているので、大変失礼ですけど、さっき局長が言われるように、Aさんに今回の委員会で、他に作りたい方がいることを話してもらい、再度提出してもらったほうが私は良いと思います。同じ様なことばかり、話すよりも。
事務局	そうですね。この議案については今回未承認になれば、Aさんの分だけでなく、この分全てが未承認となりますので、全ての方に通知しなければならぬことになります。
奥家会長	これは、書類に不備があったのか。不備はないのではないか。 貸し手と借り手の同意の印鑑があるのだから、とりあえず承認すべきではないか。
事務局	書類上の不備はないが、そこに行き着くまでの段階で

重吉委員	設定の段階で行き過ぎたことがあったと思う。 役場からあったことは、地主が言うのだから。
事務局	それはしました。していないとは言っていない。
重吉委員	役場がAさんに、決まったからと言われて返事をしたと言っているのだから。最初からAさんに決まった言い方をして来た。
事務局	今回Eさんから引き継いだ分は、Aさんだけではなくて、Tさんに地主の方がお願いした分もある。
重吉委員	以前7月頃Eさんと話したのは、何を話したのですか。
事務局	多分、生産調整の件で来たのではと
重吉委員	Tさんはいつ、Nさんに依頼されたのですか。
賀部委員	10月に入ってからですかね。
事務局	この11月の利用権の受付中だったと
重吉委員	亡くなって直後ですよ。
賀部委員	直後ではない。 Hさんの方が先にあって、その後だから。
重吉委員	いずれにしても、役場が電話を地主にして、了解を求めたのは間違い。
事務局	電話したことは間違い。Aさんが作りたいと言っていますが、どうでしょうか。と、聞いたことで、決めつけて言ったことではないことは、ご理解ください。
重吉委員	そこは、逃げ口上ですよ。
事務局	そこは、そう思われて結構ですけど。
奥家会長	重吉さんが、言うのも分かるんですが、貸し手に伝わってなかったのでしょうか。管理してもらえれば、誰でもいい人がほとんどで、他に作りたかったとか知らないのではないかと。

重吉委員	<p>だけど、一般常識として、初七日も終わらないときに、そんな話しを持ち掛けますか。急いで決めなければならないのか。</p>
事務局	<p>それは、Aさんがですね</p>
重吉委員	<p>Aさんがあんたと密約があったからじゃないか</p>
事務局	<p>していません。はっきり言います。</p>
重吉委員	<p>そんな、嘘を言いなさんな。</p>
事務局	<p>何故、嘘と決めつけるんですか。</p>
奥家会長	<p>利用権の締切の時期があるんじゃない。時期の関係で若干はつきりさせたかったところもあったんじゃないか。貸し手も、誰でも良いとかもあるし、進められればそのようにするし、私も何人も契約しているが、全く顔の知らない人もいますよ。だから、なるべく管理をしようと思っている。基本的には、今の書類は双方が了承していれば、このままでは良いのでないかと私は思う。</p>
重吉委員	<p>Aさんが、病院までEさんに会いに行ったのか。 とにかくMさんは、1年間面倒見てあげて、何でこんなに早く決まったのか、認められんと言っている。1年間は、Eさんの機械を借りて、やっていたら、作れる自信がついたので、自分も増やしたいと思っていた。私も、Aさんに分けてあげたのに、分けてくれんの頭にきた。</p>
奥家会長	<p>では、いろいろな話があり、決をとりたいと思います。 それでは、議案18号について承認に賛成の方、挙手をお願いします。（賛成なし）よって、議案第18号は不承認となりました。 次に、情報交換となっております。何かありますか。</p>
後藤委員	<p>さっきのAさんの件で、うちの田も関係あるんですが、水の管理が出来ていない状態で、困ったのでAさんまで電話したりした。これから迷惑をかけないように管理をしてもらいたい。</p>
事務局	<p>それは、Aさんに限らずそういった方には、町の方から言います。</p>
奥家会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>

年間計画どおり、12月7日（金）10：00から吉富フォーユ  
ー会館での開催を提案しますがどうでしょうか。

（異議なし）

それでは、これをもちまして平成30年第10回（11月）総会  
を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

11時15分 閉会